

●地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（プロポーザル方式等）
に規定される随意契約

令和5年3月14日

件名	八千代市総合生涯学習プラザ照明LED化（ESCO事業）業務委託
契約の相手方	日本電技株式会社
随意契約理由	<p>公共施設等総合管理計画及び公共施設等個別施設計画において、「維持管理・修繕・更新等に係るコストの縮減や効率化」が示されており、総合生涯学習プラザにて八千代市初のESCO事業を実施することとなった。</p> <p>ESCO事業は、民間事業者による省エネルギーに関する包括的なサービスを受け、省エネルギー効果（メリット）の一部を報酬として支払う事業であり、全ての費用（建設費、金利、ESCO事業者の経費）を省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減分等で賄うことを基本としていることから、民間事業者の様々な提案が不可欠となる。</p> <p>これを踏まえ、公募型プロポーザルを実施したところ3つの提案があり、プレゼンテーション及び書類等を審査し選考した結果、本プロポーザルの最優秀提案業者である上記相手方と随意契約をするものである。</p>
契約年月日	令和5年3月14日
契約金額	22,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
事業担当課	八千代市教育委員会生涯学習振興課 TEL：047-481-0309